

議案第 28 号

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例の一部を別紙のように改正する。

平成 25 年 2 月 28 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

退職手当において、民間水準との均衡を図るとともに、在職中の職責差をより一層反映させる等の構造の見直しを行うため、本案を提出するものであります。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号を次のように改める。

(7) 在職6か月未満の退職者（第1条の3第2項第2号に規定する者を除く。）

第1条の3第1項中「次条、第4条、第5条」を「第2条、第4条」に改め、「調整額」の次に「（以下単に「退職手当の調整額」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 退職手当の調整額は、第2条第1項に規定する退職した者のうち、次に掲げる者に支給する。

(1) 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で小金井市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第32号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。）、規則で定める定年に達したことに準ずる理由により退職した者、規則で定める傷病により退職した者（次号に規定する公務上の傷病により退職した者を除く。）、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（次号に規定する公務上の死亡により退職した者を除く。）

(2) 法第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、その意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者

第1条の3の次に次の1条を加える。

（公務又は通勤によることの認定基準）

第1条の4 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が、公務上又は通勤によるものかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定により、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

第2条の見出し中「普通退職の場合の」を削り、同条第1項中「第5条の規定に該当する場合を除くほか、勤続1年以上で退職した職員」を「退職した者」に改め、同項第1号中「100分の100」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の135」を「100分の130」に改め、同項第3号中「16年以上20年以下」を「16年以上30年以下」に、「100分の150」を「100分の160」

に改め、同項第4号中「21年以上25年以下」を「31年以上33年以下」に、「100分の165」を「100分の150」に改め、同項第5号中「26年以上30年以下」を「34年以上」に、「100分の180」を「100分の50」に改め、同項第6号を削り、同条第2項中「50」を「45」に改める。

第4条の見出し中「基本額」を「基本額に係る特例」に改め、同条第1項を次のように改める。

第1条の3第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者及び同項第2号の規定に該当する者に対する第2条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」とする。

第4条第2項中「前項に規定する職員」を「前項の規定の適用を受ける職員のうち、第1条の3第2項第2号の規定に該当する者」に、「同項」を「第2条第1項」に改め、同条第5項を削る。

第4条の2を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第5条の2中「前条第1項に定める」を「第1条の3第2項第1号に規定する」に、「その年齢」を「その退職の日の属する会計年度の末日の年齢」に、「同項の」を「第2条の」に、「同項中」を「同条中」に改める。

第5条の3第1項第1号中「20点」を「35点」に、同項第2号中「15点」を「30点」に、同項第3号中「10点」を「25点」に、同項第4号中「6点」を「20点」に、同項第5号中「3点」を「15点」に、同項第6号中「0点」を「10点」に改める。

第6条第6号中「第4条及び第5条の規定による」を「第1条の3第2項に該当する者の」に改める。

第7条第4項中「第5条」を「第1条の3第2項第1号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定の適用を受ける者（次項の適用を受ける者を除く。）で、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に退職したものの退職手当の基本額については、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第1の支給率の欄に定める率を乗じて得た額とする。
- 3 改正後の条例第2条の規定の適用を受ける者のうち、改正後の条例第1条の3第2項に規定する者で、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）に退職したものの退職手当の基本額については、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。
 - (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 その者の退職の日における給料月額（改正後の条例第4条第1項及び第5条の2に規定する者については、当該規定に定める合計額。次号において「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて付則別表第2の支給率の欄に定める率を乗じて得た額
 - (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 その者の最終給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第3の支給率の欄に定める率を乗じて得た額
- 4 改正後の条例第5条の3の規定の適用を受ける者で、経過措置期間に退職したものの同条第1項各号に規定する点数については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める点数とする。
 - (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 付則別表第4に定める点数
 - (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 付則別表第5に定める点数
- 5 改正後の条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める割合とする。
 - (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 1,000分の50
 - (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 1,000分の75

勤続期間	支給率
1年	0.93
2年	1.86
3年	2.80
4年	3.73
5年	4.66
6年	5.60
7年	6.53
8年	7.46
9年	8.40
10年	9.33
11年	10.65
12年	11.96
13年	13.28
14年	14.60
15年	15.91
16年	17.48
17年	19.05
18年	20.61
19年	22.18
20年	23.75
21年	25.36
22年	26.98
23年	28.60
24年	30.21
25年	31.83
26年	33.50
27年	35.16
28年	36.83
29年	38.49
30年	40.16

31年	41.71
32年	43.26
33年	44.81
34年	45.70
35年	46.58
36年以上	46.66

付則別表第2

勤続期間	支給率
1年	1.1
2年	2.2
3年	3.4
4年	4.6
5年	5.7
6年	6.8
7年	8.0
8年	9.2
9年	10.3
10年	11.4
11年	13.1
12年	14.6
13年	16.3
14年	17.8
15年	19.5
16年	21.3
17年	23.1
18年	24.9
19年	26.7
20年	28.5
21年	30.3
22年	32.1

23年	33.9
24年	35.7
25年	37.5
26年	39.3
27年	41.1
28年	42.9
29年	44.7
30年	46.5
31年	48.0
32年	49.5
33年	51.0
34年	51.5
35年以上	52.0

付則別表第3

勤続期間	支給率
1年	1.0
2年	2.0
3年	3.0
4年	4.1
5年	5.1
6年	6.1
7年	7.1
8年	8.2
9年	9.2
10年	10.2
11年	11.7
12年	13.1
13年	14.6
14年	16.0
15年	17.5

16年	19.2
17年	20.9
18年	22.6
19年	24.3
20年	26.0
21年	27.7
22年	29.4
23年	31.1
24年	32.8
25年	34.5
26年	36.2
27年	37.9
28年	39.6
29年	41.3
30年	43.0
31年	44.5
32年	46.0
33年	47.5
34年	48.0
35年以上	48.5

付則別表第4

調整額区分	点数
第1号区分	27.6
第2号区分	22.6
第3号区分	17.6
第4号区分	13.0
第5号区分	9.0
第6号区分	5.0

付則別表第5

調整額区分	点数
第1号区分	31.3
第2号区分	26.3
第3号区分	21.3
第4号区分	16.5
第5号区分	12.0
第6号区分	7.5

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(支給対象)</p> <p>第1条 本条例による退職手当は、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職又は死亡したときにこれを支給する。ただし、次に掲げる者にはこれを支給しない。</p> <p>(1) } ˘ } 省略 (6) }</p> <p>(7) <u>在職6か月未満の退職者（第1条の3第2項第2号に規定する者を除く。）</u></p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第1条の3 退職した者に対する退職手当の額は、<u>第2条、第4条及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の3の規定により計算した退職手当の調整額</u>（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて得た額とする。</p> <p>2 <u>退職手当の調整額は、第2条第1項に規定する退職した者のうち、次に掲げる者に支給する。</u></p>	<p>(支給対象)</p> <p>第1条 本条例による退職手当は、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職又は死亡したときにこれを支給する。ただし、次に掲げる者にはこれを支給しない。</p> <p>(1) } ˘ } 省略 (6) }</p> <p>(7) <u>第4条に規定するものを除くほか、在職6か月未満の退職者</u></p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第1条の3 退職した者に対する退職手当の額は、<u>次条、第4条、第5条及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額</u>に、第5条の3の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>2 <u>退職手当の調整額は、次条の規定に該当する場合には支給しない。</u></p>	<p></p> <p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>退職手当の調整額を付与する退職者に係る規定の整備</p>
<p>(1) <u>定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で小金井市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第32号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。）、規則で定める定年に達したことに準ずる理由により退職した者、規則で定める傷病により退職した者（次号に規定する公務上の傷病により退職した者を除く。）、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（次号に規定する公務上の死亡により退職した者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>法第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた</u></p>		

<p>計画に基づき、その意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者 (公務又は通勤によることの認定基準)</p>		公務上等の認定基準に係る規定の整備
<p>第1条の4 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が、公務上又は通勤によるものかどうかを認定するに当たっては、<u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定により、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。</u></p>		
<p>(退職手当の基本額) 第2条 退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の90</u></p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の130</u></p> <p>(3) <u>16年以上30年以下の期間</u>については、1年につき<u>100分の160</u></p> <p>(4) <u>31年以上33年以下の期間</u>については、1年につき<u>100分の150</u></p> <p>(5) <u>34年以上の期間</u>については、1年につき<u>100分の50</u></p> <p>2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の日における給料月額に<u>45</u>を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(公務上の傷病退職等の場合の退職手当の基本額に係る特例)</p>	<p>(普通退職の場合の退職手当の基本額) 第2条 第5条の規定に該当する場合を除くほか、<u>勤続1年以上で退職した職員</u>に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の100</u></p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の135</u></p> <p>(3) <u>16年以上20年以下の期間</u>については、1年につき<u>100分の150</u></p> <p>(4) <u>21年以上25年以下の期間</u>については、1年につき<u>100分の165</u></p> <p>(5) <u>26年以上30年以下の期間</u>については、1年につき<u>100分の180</u></p> <p>(6) <u>31年以上の期間</u>については、1年につき<u>100分の165</u></p> <p>2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の日における給料月額に<u>50</u>を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(公務上の傷病退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>普通退職者、定年退職者等に対する支給率規定の統合及び退職手当基本額の支給率の変更</p> <p>退職手当基本額の最高支給率の変更</p>
<p>第4条 第1条の3第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者及び同項第2号の規定に該当する者に対する第2条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「<u>給料月額及び給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>」とする。</p>	<p>第4条 <u>公務上の傷病又は死亡により退職した職員及び整理により退職した職員</u>に対して支給する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を第5条第1項各号に区分して、退職の日におけるその者の給料月額にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>退職手当の基本額に係る特例の新設</p>

<p>2 前項の規定の適用を受ける職員のうち、第1条の3第2項第2号の規定に該当する者で次の各号のいずれかに該当するものに対する退職手当の基本額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条第1項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) } 省略 (4) }</p> <p>3 } 省略 4 }</p>	<p>2 前項に規定する職員で次の各号のいずれかに該当するものに対する退職手当の基本額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>(1) } 省略 (4) }</p> <p>3 } 省略 4 }</p> <p>5 第5条第2項の規定は、第1項の退職手当の基本額の計算について準用する。 (公務等によることの認定基準)</p> <p>第4条の2 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が、公務上又は通勤によるものかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定により、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。</p> <p>2 整理による退職の基準は、法第28条第1項第4号の規定に該当する理由もしくはこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、その意に反して退職した者とする。 (定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>規定の整備</p> <p>項の削除</p> <p>条の削除(規定の整備による条の移動等)</p> <p>条の削除(退職手当基本額の規定を第2条へ統合)</p>
<p>第5条 削除</p>	<p>第5条 定年に達したことにより、退職した職員（定年に達した者で、小金井市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第32号）第4条の規定により、引き続き勤務した後退職した者を含む。）に、これに準ずる者で規則で定める者、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（以下「定年退職者等」という。）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 一年以上10年以下の期間については、1年につき100分</p>	

の140

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の210

(3) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の200

(4) 31年以上32年以下の期間については、1年につき100分の110

(5) 33年以上の期間については、1年につき100分の50

2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の日における給料月額に59.2を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 第1条の3第2項第1号に規定する定年に達したことに準ずる理由により退職する者のうち、定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その退職の日の属する会計年度の末日の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第2条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

(退職手当の調整額)

第5条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき1,000円を乗じて得た額とする。

(1) 第1号区分 35点

(2) 第2号区分 30点

(3) 第3号区分 25点

(4) 第4号区分 20点

(退職手当の調整額)

第5条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき1,000円を乗じて得た額とする。

(1) 第1号区分 20点

(2) 第2号区分 15点

(3) 第3号区分 10点

(4) 第4号区分 6点

規定の整備

退職手当調整額(調整額点数)の変更

- (5) 第5号区分 15点
- (6) 第6号区分 10点

2 }
 3 } 省略
 4 }

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間は、次の方法によつてこれを計算する。

- (1) }
 2 } 省略
 (5) }

(6) 前各号の規定により、計算した勤続期間に1年未満の端月数がある場合には、6か月以上の端月数はこれを1年とし、6か月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第1条の3第2項に該当する者の退職手当を計算する場合については、これを1年とする。

(7) 省略

第7条 省略

2 }
 3 } 省略

4 第1条の3第2項第1号に定める定年及び定年に準ずる理由により退職する者を除くほか、職員が退職又は死亡したときに支給する退職手当の計算の基礎となる給料月額は、特別昇給がないものと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定の適用を受ける者（次項の適用を受ける者を除く。）で、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に退職したものの退職手当の基本額については、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第1

- (5) 第5号区分 3点
- (6) 第6号区分 0点

2 }
 3 } 省略
 4 }

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間は、次の方法によつてこれを計算する。

- (1) }
 2 } 省略
 (5) }

(6) 前各号の規定により、計算した勤続期間に1年未満の端月数がある場合には、6か月以上の端月数はこれを1年とし、6か月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第4条及び第5条の規定による退職手当を計算する場合については、これを1年とする。

(7) 省略

第7条 省略

2 }
 3 } 省略

4 第5条に定める定年及び定年に準ずる理由により退職する者を除くほか、職員が退職又は死亡したときに支給する退職手当の計算の基礎となる給料月額は、特別昇給がないものと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。

規定の整備

同上

の支給率の欄に定める率を乗じて得た額とする。

3 改正後の条例第2条の規定の適用を受ける者のうち、改正後の条例第1条の3第2項に規定する者で、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）に退職したものの退職手当の基本額については、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 その者の退職の日における給料月額（改正後の条例第4条第1項及び第5条の2に規定する者については、当該規定に定める合計額。次号において「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて付則別表第2の支給率の欄に定める率を乗じて得た額

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 その者の最終給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第3の支給率の欄に定める率を乗じて得た額

4 改正後の条例第5条の3の規定の適用を受ける者で、経過措置期間に退職したものの同条第1項各号に規定する点数については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める点数とする。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 付則別表第4に定める点数

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 付則別表第5に定める点数

5 改正後の条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間
1,000分の50

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間
1,000分の75

付則別表第1

勤続期間	支給率
1年	0.93
2年	1.86
3年	2.80
4年	3.73
5年	4.66
6年	5.60
7年	6.53
8年	7.46
9年	8.40
10年	9.33
11年	10.65
12年	11.96
13年	13.28
14年	14.60
15年	15.91
16年	17.48
17年	19.05
18年	20.61
19年	22.18
20年	23.75
21年	25.36
22年	26.98
23年	28.60
24年	30.21
25年	31.83
26年	33.50
27年	35.16
28年	36.83
29年	38.49
30年	40.16

31年	41.71
32年	43.26
33年	44.81
34年	45.70
35年	46.58
36年以上	46.66

付則別表第2

勤続期間	支給率
1年	1.1
2年	2.2
3年	3.4
4年	4.6
5年	5.7
6年	6.8
7年	8.0
8年	9.2
9年	10.3
10年	11.4
11年	13.1
12年	14.6
13年	16.3
14年	17.8
15年	19.5
16年	21.3
17年	23.1
18年	24.9
19年	26.7
20年	28.5
21年	30.3
22年	32.1
23年	33.9
24年	35.7

25年	37.5
26年	39.3
27年	41.1
28年	42.9
29年	44.7
30年	46.5
31年	48.0
32年	49.5
33年	51.0
34年	51.5
35年以上	52.0

付則別表第3

勤続期間	支給率
1年	1.0
2年	2.0
3年	3.0
4年	4.1
5年	5.1
6年	6.1
7年	7.1
8年	8.2
9年	9.2
10年	10.2
11年	11.7
12年	13.1
13年	14.6
14年	16.0
15年	17.5
16年	19.2
17年	20.9
18年	22.6
19年	24.3

20年	26.0
21年	27.7
22年	29.4
23年	31.1
24年	32.8
25年	34.5
26年	36.2
27年	37.9
28年	39.6
29年	41.3
30年	43.0
31年	44.5
32年	46.0
33年	47.5
34年	48.0
35年以上	48.5

付則別表第4

調整額区分	点数
第1号区分	27.6
第2号区分	22.6
第3号区分	17.6
第4号区分	13.0
第5号区分	9.0
第6号区分	5.0

付則別表第5

調整額区分	点数
第1号区分	31.3
第2号区分	26.3
第3号区分	21.3
第4号区分	16.5
第5号区分	12.0

第6号区分	7.5
-------	-----

退職手当制度改正の概要について

1 改正内容

(1) 退職手当支給率

普通退職、定年退職等の退職手当の基本額に係る規定を統合し、年数区分及び支給率を改正する。また、支給上限額（最高支給月数）を普通退職 50 月、定年退職等 59.2 月から、普通退職・定年退職等ともに 45 月に改正する。

ア 普通退職

平成 26 年 4 月 1 日から本則適用とし、次表のとおり経過措置を実施する。

退職手当支給率 改正内容（普通退職）

勤続年数	現 行		改 正 内 容					
	支給月数	支給率	経過措置		本 則			
			H25.4.1～ H26.3.31 (月数)	現行との差 (月数)	H26.4.1～ (月数)	現行との差 (月数)	支給率	
1年	1.00	100/100	0.93	△ 0.07	0.9	△ 0.10	90/100	
2年	2.00		1.86	△ 0.14	1.8	△ 0.20		
3年	3.00		2.80	△ 0.20	2.7	△ 0.30		
4年	4.00		3.73	△ 0.27	3.6	△ 0.40		
5年	5.00		4.66	△ 0.34	4.5	△ 0.50		
6年	6.00		5.60	△ 0.40	5.4	△ 0.60		
7年	7.00		6.53	△ 0.47	6.3	△ 0.70		
8年	8.00		7.46	△ 0.54	7.2	△ 0.80		
9年	9.00		8.40	△ 0.60	8.1	△ 0.90		
10年	10.00		9.33	△ 0.67	9.0	△ 1.00		
11年	11.35	135/100	10.65	△ 0.70	10.3	△ 1.05	130/100	
12年	12.70		11.96	△ 0.74	11.6	△ 1.10		
13年	14.05		13.28	△ 0.77	12.9	△ 1.15		
14年	15.40		14.60	△ 0.80	14.2	△ 1.20		
15年	16.75		15.91	△ 0.84	15.5	△ 1.25		
16年	18.25	150/100	17.48	△ 0.77	17.1	△ 1.15	160/100	
17年	19.75		19.05	△ 0.70	18.7	△ 1.05		
18年	21.25		20.61	△ 0.64	20.3	△ 0.95		
19年	22.75		22.18	△ 0.57	21.9	△ 0.85		
20年	24.25		23.75	△ 0.50	23.5	△ 0.75		
21年	25.90		25.36	△ 0.54	25.1	△ 0.80		
22年	27.55		26.98	△ 0.57	26.7	△ 0.85		
23年	29.20	165/100	28.60	△ 0.60	28.3	△ 0.90	160/100	
24年	30.85	30.21	△ 0.64	29.9	△ 0.95			
25年	32.50	31.83	△ 0.67	31.5	△ 1.00			
26年	34.30	33.50	△ 0.80	33.1	△ 1.20			
27年	36.10	35.16	△ 0.94	34.7	△ 1.40			
28年	37.90	180/100	36.83	△ 1.07	36.3	△ 1.60		160/100
29年	39.70	38.49	△ 1.21	37.9	△ 1.80			
30年	41.50	40.16	△ 1.34	39.5	△ 2.00			
31年	43.15	165/100	41.71	△ 1.44	41.0	△ 2.15	150/100	
32年	44.80		43.26	△ 1.54	42.5	△ 2.30		
33年	46.45		44.81	△ 1.64	44.0	△ 2.45		
34年	48.10		45.70	△ 2.40	44.5	△ 3.60		
35年	49.75		46.58	△ 3.17	45.0	△ 4.75		50/100
36年以上	50.00	46.66	△ 3.34	△ 5.00				

(第 2 条、付則第 2 項)

イ 定年退職等

平成27年4月1日から本則適用とし、次表のとおり経過措置を実施する。

退職手当支給率 改正内容（定年退職等）

勤続年数	現 行		改 正 内 容						
	支給月数	支給率	経過措置				本 則		
			H25.4.1～ H26.3.31 (月数)	現行との差 (月数)	H26.4.1～ H27.3.31 (月数)	現行との差 (月数)	H27.4.1～ (月数)	現行との差 (月数)	支給率
1年	1.4	140/100	1.1	△ 0.3	1.0	△ 0.4	0.9	△ 0.5	90/100
2年	2.8		2.2	△ 0.6	2.0	△ 0.8	1.8	△ 1.0	
3年	4.2		3.4	△ 0.8	3.0	△ 1.2	2.7	△ 1.5	
4年	5.6		4.6	△ 1.0	4.1	△ 1.5	3.6	△ 2.0	
5年	7.0		5.7	△ 1.3	5.1	△ 1.9	4.5	△ 2.5	
6年	8.4		6.8	△ 1.6	6.1	△ 2.3	5.4	△ 3.0	
7年	9.8		8.0	△ 1.8	7.1	△ 2.7	6.3	△ 3.5	
8年	11.2		9.2	△ 2.0	8.2	△ 3.0	7.2	△ 4.0	
9年	12.6		10.3	△ 2.3	9.2	△ 3.4	8.1	△ 4.5	
10年	14.0		11.4	△ 2.6	10.2	△ 3.8	9.0	△ 5.0	
11年	16.1	130/100	13.1	△ 3.0	11.7	△ 4.4	10.3	△ 5.8	
12年	18.2		14.6	△ 3.6	13.1	△ 5.1	11.6	△ 6.6	
13年	20.3		16.3	△ 4.0	14.6	△ 5.7	12.9	△ 7.4	
14年	22.4		17.8	△ 4.6	16.0	△ 6.4	14.2	△ 8.2	
15年	24.5	210/100	19.5	△ 5.0	17.5	△ 7.0	15.5	△ 9.0	
16年	26.6		21.3	△ 5.3	19.2	△ 7.4	17.1	△ 9.5	
17年	28.7		23.1	△ 5.6	20.9	△ 7.8	18.7	△ 10.0	
18年	30.8		24.9	△ 5.9	22.6	△ 8.2	20.3	△ 10.5	
19年	32.9		26.7	△ 6.2	24.3	△ 8.6	21.9	△ 11.0	
20年	35.0		28.5	△ 6.5	26.0	△ 9.0	23.5	△ 11.5	
21年	37.1		30.3	△ 6.8	27.7	△ 9.4	25.1	△ 12.0	
22年	39.2		32.1	△ 7.1	29.4	△ 9.8	26.7	△ 12.5	
23年	41.3		33.9	△ 7.4	31.1	△ 10.2	28.3	△ 13.0	
24年	43.4		35.7	△ 7.7	32.8	△ 10.6	29.9	△ 13.5	
25年	45.5	200/100	37.5	△ 8.0	34.5	△ 11.0	31.5	△ 14.0	
26年	47.5		39.3	△ 8.2	36.2	△ 11.3	33.1	△ 14.4	
27年	49.5		41.1	△ 8.4	37.9	△ 11.6	34.7	△ 14.8	
28年	51.5		42.9	△ 8.6	39.6	△ 11.9	36.3	△ 15.2	
29年	53.5		44.7	△ 8.8	41.3	△ 12.2	37.9	△ 15.6	
30年	55.5	46.5	△ 9.0	43.0	△ 12.5	39.5	△ 16.0		
31年	56.6	110/100	48.0	△ 8.6	44.5	△ 12.1	41.0	△ 15.6	
32年	57.7		49.5	△ 8.2	46.0	△ 11.7	42.5	△ 15.2	
33年	58.2	50/100	51.0	△ 7.2	47.5	△ 10.7	44.0	△ 14.2	
34年	58.7		51.5	△ 7.2	48.0	△ 10.7	44.5	△ 14.2	
35年以上	59.2		52.0	△ 7.2	48.5	△ 10.7	45.0	△ 14.2	

(第2条、付則第3項)

(2) 退職手当調整額

定年退職者等（定年退職者、傷病退職者、死亡退職者等）に付与する退職手当調整額について、各区分における在職1月当たりの調整額点数（ポイント）を引き上げる。

なお、平成27年4月1日から本則適用とし、次表のとおり経過措置を実施する。

退職手当調整額区分表 改正内容

区分 (職層)	在職1月当たりの調整額点数(ポイント)			
	現行	経過措置		本則
		H25. 4. 1～ H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	H27. 4. 1～
第1号区分(部長職)	20	27.6	31.3	35
第2号区分(課長職)	15	22.6	26.3	30
第3号区分(課長補佐職)	10	17.6	21.3	25
第4号区分(係長職)	6	13	16.5	20
第5号区分(主任職)	3	9	12	15
第6号区分(主事職)	0	5	7.5	10

(第1条の3、第5条の3、付則第4項)

(3) 公務上の傷病退職等に係る基本額の特例

公務上の傷病退職等に対する退職手当の基本額については、その算定基礎となる退職時の給料月額に10%の加算を行う。

なお、平成27年4月1日から本則適用とし、次表のとおり経過措置を実施する。

加算率 改正内容

現行	改正内容		
	経過措置		本則
加算率	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	
—	5%	7.5%	10%

(第4条、付則第5項)

2 実施時期

平成25年4月1日

3 参 考

【退職手当計算式】

$$\boxed{\text{退職手当}} = \boxed{\text{基本額(※1)}} + \boxed{\text{調整額(※2)}}$$

※1 基本額 = 退職日の給料月額 × 支給率

※2 調整額 = 退職前240月分の調整額点数(ポイント) × 単価(※3)
(調整額が加算されるのは、定年等退職者のみ)

※3 単 価 = 1,000円(平成25年2月1日現在)

東京都及び他市の退職手当の状況

1 普通退職の改正支給率（最高支給率の場合）

	勤続期間	現行		改正内容				
		支給月数	支給率	経過措置（月数）			本則（月数）	支給率
				H25.1.1～ H25.3.31	H25.4.1～ H26.3.31	H26.4.1～ H27.3.31		
東京都 (A)	36年以上	50.0	165/100	48.33	46.66	本則支給	45.0	50/100
小金井市 (B)	36年以上	50.0	165/100	—	46.66	本則支給	45.0	50/100
他市例 (C)	41年以上	59.2	165/100	—	54.46	49.73	45.0	50/100

2 定年退職等の改正支給率（最高支給率の場合）

	勤続期間	現行		改正内容				
		支給月数	支給率	経過措置（月数）			本則（月数）	支給率
				H25.1.1～ H25.3.31	H25.4.1～ H26.3.31	H26.4.1～ H27.3.31		
東京都 (A)	35年以上	59.2	60/100	55.6	52.0	48.5	45.0	50/100
小金井市 (B)	35年以上	59.2	50/100	—	52.0	48.5	45.0	50/100
他市例 (C)	35年以上	59.2	60/100	—	54.46	49.73	45.0	50/100

3 退職手当調整額

	区分	在職1月当たりの調整額点数（ポイント）				
		現行	経過措置			本則
			H25.1.1～ H25.3.31	H25.4.1～ H26.3.31	H26.4.1～ H27.3.31	
東京都 (A)	部長職	20	23.8	27.6	31.3	35
	課長職	15	18.8	22.6	26.3	30
	課長補佐職	10	13.8	17.6	21.3	25
	係長職	6	9.5	13	16.5	20
	主任職	3	6	9	12	15
	主事職	0	2.5	5	7.5	10
小金井市 (B)	部長職	20	—	27.6	31.3	35
	課長職	15	—	22.6	26.3	30
	課長補佐職	10	—	17.6	21.3	25
	係長職	6	—	13	16.5	20
	主任職	3	—	9	12	15
	主事職	0	—	5	7.5	10
他市例 (C)	部長職	20	—	25	30	35
	課長職	15	—	20	25	30
	課長補佐職	10	—	15	20	25
	係長職	6	—	10.7	15.4	20
	主任職	3	—	7	11	15
	主事職	0	—	3.4	6.7	10

4 公務上の傷病退職等に係る基本額の特例

	現行	改正内容				
		加算率	経過措置			本則
			H25.1.1～ H25.3.31	H25.4.1～ H26.3.31	H26.4.1～ H27.3.31	
東京都 (A)	—	2.5%	5%	7.5%	10%	
小金井市 (B)	—	—	5%	7.5%	10%	
他市例 (C)	—	—	3%	6.7%	10%	

5 実施時期

- (A)で実施予定 …… 1市
- (B)で実施予定 …… 11市
- (C)で実施予定 …… 13市
 - （うち平成25年7月1日から実施 …… 1市）
 - （うち平成26年1月1日から実施 …… 1市）
- 未提案 …… 1市

（注）他市状況は、平成25年2月20日現在で、交渉中のものを含む。

議案第 28 号資料 4

1 退職手当制度改正による削減額

(単位：千円)

	退職者数 (人)	区 分	現 行	改正後	削減額
平成 24 年度	26	合計額	698,603	現行どおり	—
		基本額	675,982		—
		調整額	22,621		—
平成 25 年度	20	合計額	529,840	493,438	△ 36,402
		基本額	512,566	447,739	△ 64,827
		調整額	17,274	45,699	28,425
平成 26 年度	10	合計額	272,724	247,293	△ 25,431
		基本額	261,783	214,467	△ 47,316
		調整額	10,941	32,826	21,885
平成 27 年度	6 ^{※1}	合計額	153,933	135,390 ^{※2}	△ 18,543
		基本額	149,540	113,670	△ 35,870
		調整額	4,393	21,720	17,327
合 計	62 ^{※3}	合計額	1,655,100 ^{※4}	1,574,724	△ 80,376
		基本額	1,599,871	1,451,858	△ 148,013
		調整額	55,229	122,866	67,637

2 本則実施後の 1 人当たり削減額

平成 24 年度から平成 27 年度までの 1 人当たり支給額 (※4÷※3) (A) 26,695 千円

本則実施後の 1 人当たり支給額 (※2÷※1) (B) 22,565 千円

1 人当たり削減額 (A) - (B) 4,130 千円